第３２回農業委員会総会議事録

１．開催日及び場所

（１）開催期日　　令和８年７月１７日（金）

（２）開会時刻　　１６時００分

（３）閉会時刻　　１７時４５分

（４）開催場所　　津和野町役場　津和野庁舎　増築棟　第１会議室

２．出席状況

（１）出席委員

〇農業委員

２番委員　森元　健一　　３番委員　永田　京子　　４番委員　三家本　雅夫

５番委員　有田　和将　　６番委員　岩本　学　　７番委員　齋藤　泰彦

８番委員　前田　生敏　　９番委員　青木　暢大　　１０番委員　田中　聖司

１１番委員　林　靖登

〇農地利用最適化推進委員

1-1 番委員　村上　嚴雄　　1-2 番委員　藤井　隆一　　1-3 番委員　石橋　康邦

1-4 番委員　橘　明子　　1-5 番委員　御手洗　剛　　1-6 番委員　橋本　六雄

1-7 番委員　木村　大輔　　1-8 番委員　増成　孔也　　1-9 番委員　齋藤　ミサ子

（２）遅刻委員

（３）欠席委員氏名

１番委員　吉田　茂　　1-10 番委員　山田　喜治

（４）その他出席者

（議事に参与した者の職氏名）

農業委員会事務局長　　安村　義夫

農業委員会事務局　　村上　宏志

中間管理機構　　江上　俊二

３．提出議案内容

議案第１号　農地法第３条の規定に基づく許可申請の承認について

申請番号 8-167 号、8-169

議案第２号　遊休農地の非農地判断について

報告第１号　農用地利用集積等促進計画について

４．議事進行及び顛末

事務局	暑い中、農地パトロールご苦労様でした。それでは只今から第 32 回津和野町農業委員会総会を開催いたします。会長の挨拶をお願いいたします。
会長	農地パトロールお疲れさまでした。先週位から暑い日が続いています。外で作業される方は熱中症に注意して、多少草が残っていても問題ないです。熱中症で倒れる方が大変ですので、気を付けて作業してください。これから利用状況調査もありますが、あまり暑い時間は歩き回らないで比較的涼しい時に見て回っていただいたらと思います。以上です。
事務局長	総会成立宣言ですが、本日は、農業委員さん 11 名中 10 名が参加されており、農業委員の過半数を超えています。従いまして、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項の規定により本総会が成立していますことを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行でお願いします。
会長	それでは、議事録署名者を指名します。３番永田委員さん、４番三家本委員さんよろしくお願いします。 議案第１号　農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について
会長	それでは、議案第１号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 8-167 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第１号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 8-167 号の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告について担当地区委員の森元農業委員さんお願いします。
森元農業委員	それでは現地確認の報告をさせていただきます。7 月 13 日の午前 10 時より代理人である●●行政書士事務所の●●さんと現地を確認しました。現地は先程事務局より報告がありましたが、旧日原町役場前の三叉路を入って橋の手前の左側にあります。●●さんの所有になっていますが、これまでは草刈り管理もされていない状況でしたが、現地確認の時はきれいにされていました。周辺地域との調整ですが、隣接地に●●さんの農地があります。ここも耕作はされておらず、今後耕作をされる際は地域の集落営農の方法に従って耕作をするということですので周辺農地への悪影響は無いと思われます。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは質疑を受けます。
会長	質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-167 号について承認される方は挙手をお願いします。

委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第１号「農地法第３条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 8-167 号は原案通り承認されました。
会長	続いて議案第１号「農地法第３条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 8-169 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第１号「農地法第３条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 8-169 号の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告について担当地区委員の齋藤推進委員さんお願いします。
齋藤推進委員	それでは報告をさせていただきます。7 月 9 日の 13 時 30 分より●●さんと現地確認をいたしました。場所は道の駅シルクウェイの横にあるグランドゴルフ場横曽庭側の最初の家の裏側になります。写真を見ていただくと大草になっていますが●●のお父さんが生きている間はすごくきれいに野菜を作っておられましたが、●●さんの体調があまりすぐれないことから、奥さんが何回かは草を刈られましたが、現状のようになったそうです。●●さんの奥さんの実家が曽庭にあることから、農業用倉庫と畑が隣にあることから作ってあげようということで、道の駅に野菜を作って出しんさいとも伝えておきましたが、●●さん夫婦で野菜を作られるそうです。周辺への影響は特にありませんので問題は無いと思います。
会長	ありがとうございました。それでは質疑を受けます。
橋本推進委員	この農地は曽庭団地の中ですか外ですか。
齋藤推進委員	外になります。道の駅のグラウンドゴルフ場の上にある最初の家の裏手になります。
会長	その他、質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 8-169 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第１号「農地法第３条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 8-169 号は原案通り承認されました。 議案第２号「遊休農地の非農地判断について」
会長	続いて、議案第２号「遊休農地の非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第２号「遊休農地の非農地判断について」について説明いたします。

	・・・議案内容説明・・・
	現地調査を担当地区委員の青木農業委員と齋藤推進委員とで行っています。青木委員さんと齋藤委員さんから現地確認の報告をお願いします。
齋藤推進委員	７月１０日の８時半から青木さんと事務局さんと私の３人で現地を確認しました。この度は大字池村ということでありましたので三渡曽庭・堤田・野地になります。野地地区は先ほどの農地パトロールで通りましたのでお分かりになったかと思いますが、山に囲まれていますので、昔はここにも農地があったのかと私自身も驚いて現地を回りました。昔はここも田んぼじゃったんだろうが今ではとても耕作するのは無理だねと感じられました。堤田は圃場整備をしましたのでその周辺に残っている昔はここにも農地があったんじゃねといった場所が主で、野地よりは少なかったです。三渡曽庭は程彼口に入っていく方に多くありまして全部山になっていました。昔は奥の方まで耕作して大変だったろうと感じられました。以上です。
会長	何か質問がありますか。
橋本推進委員	野地は先程通ったのでわかりましたが、堤田はどこになりますか。
齋藤推進委員	堤田は、カントリーパークの周辺に 50 数軒家がありますが、そこが堤田地区になります。私の家もですがお宮の登り口周辺の数軒は見渡曽庭になります。
会長	その他質問がありますか。
委員	無し
会長	無ければ、議案第３号「遊休農地の非農地判断について」は承認といたします。
会長	続いて、報告第１号「農用地利用集積等促進計画について」事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、報告第１号「農用地利用集積等促進計画について」説明いたします。
	・・・報告内容説明・・・
会長	何か質問がありますか。
委員	無し
会長	本日提案された議案は以上でございます。